# 秩父別町地域材利用推進方針

平成24年11月1日 策定

秩父別町地域材利用推進方針(以下「推進方針」)は、公共建築物における木材の利用の促進に関する法律(平成22年法律第36号。以下「法」)第9条第1項の規定に基づき、北海道地域材利用推進方針に則して策定するものであり、北海道内の森林から算出され、道内で加工された木材(以下「地域材」)の公共建築物における利用の促進を図るための基本的事項を定めるものである。

# 第1 公共建築物における地域材の利用の促進の基本的事項

1 地域材の利用を促進すべき公共建築物

この推進方針において、地域材の利用を促進すべき公共建築物は、法に基づき地域 材の利用を促進すべき公共建築物(法第2条第1項各号及び法施行令(平成22年政令 第203号)第1条各号に掲げるもの)のうち、町が整備するものとする。

2 公共建築物における地域材の利用の促進の基本方向

公共建築物の整備においては、次に掲げる基本方向に沿って地域材の利用の促進に 努め、可能な限り木造化又は木質化(注)を図るものとする。

(1) 町の役割

町は、自ら率先してその整備する公共建築物における地域材の利用に努めるとともに、推進方針に基づく公共建築物における地域材の利用の促進に向けた措置の 実施状況を明らかにし、より効果的な促進に努めるものとする。

(2) 地域材の供給及び利用と森林の適正な整備の両立

公共建築物における地域材の利用の促進にあたっては、地域材の供給及び利用と森林の適正な整備の両立を図ることが重要であることから、森林計画等に従った 伐採及び伐採後の再造林等の適切な森林施業の確保並びに間伐材及び合法性等の 証明された地域材等を積極的に使用するものとする。

(注) この推進方針において「木造化」とは、建築物の新築、増築又は改築にあたり、 構耐力上主要な部分である壁、柱、梁、けた、小屋組み等の全部又は一部に木材を 利用することをいい、「内装等の木質化」とは、建築物の新築、増築、改築又は模様 替えに当たり、天井、床、壁、窓枠等の室内に面する部分及び外壁等の屋外に面す る部分に木材を利用することをいう。

#### 3 町の取組

町は、自ら整備する公共建築物での地域材の利用に努めるとともに、国及び道が実施する施策と併せ効果的な施策の推進に努めるものとする。

#### 第2 公共建築物における地域材の利用の目標

公共建築物における地域材の利用にあたっては、以下により促進するものとする。

### 1 木造化の推進

町は、その整備する公共建築物について、可能な限り木造化を検討するものとし、地域材の対火性等に関する技術開発の推進や木造化に係るコスト面の課題の解決状況等を踏まえ、木造化が可能と判断されるものについては、木造化を図るよう務めるものとする。

#### 2 木質化の推進

町は、その整備する公共建築物について、中高層・低層にかかわらず、内装等 の木質化が適切と判断される部分は木質化を図るよう努めるものとする。

# 第3 公共建築物の整備等においてコスト面で考慮すべき事項

公共建築物の整備において地域材を利用するにあたっては、設計上の工夫や効率的な 調達等によって、建設コスト及び維持管理コストの低減に努めるものとする。

また、公共建築物の整備にあたっては、建設コスト及び維持管理コストをはじめ、利用者のニーズや地域材の利用による付加価値等を充分考慮し、これらを総合的に判断したうえで、地域材の利用に努めるものとする。